

事業所各位

愛知県西尾市長 中村 健  
(公印省略)

市民税・県民税特別徴収実施困難申出書兼開始届について

特別徴収を実施することが困難な理由がある場合は、「市民税・県民税特別徴収実施困難申出書兼開始届（以下「開始届）」をご提出していただくことにより特別徴収義務者の指定を1年間猶予します。提出の際は、下記及び裏面の内容についてご留意いただいた上、ご提出くださいますようお願いいたします。

※この開始届は既に特別徴収を行っている事業所の方にもお送りしております。既に特別徴収を行っている事業所の方はこの開始届は不要ですので、ご容赦ください。

**必ず裏面もご確認ください**

(キリトリ線)

市民税・県民税特別徴収実施困難申出書兼開始届

令和 年 月 日

西尾市長

所在地又は住所

名称又は氏名 ㊟

担当者氏名・連絡先 ・( ) -

指定番号	
------	--

下記のとおり、平成31年度は特別徴収を実施することが困難であることを申し出るとともに、令和2年度から特別徴収を開始します。

記

特別徴収を実施することが 困難な理由  (具体的な状況を記入してください)	
--	--

## 2 留意事項

- (1) 提出していただいた内容によっては、再提出や内容確認のため資料の提出をお願いする場合があります。
- (2) 申出の内容が事実と相違することが判明した場合は、特別徴収を実施していただくことがあります。
- (3) 従業員の全員が以下の普通徴収切替理由A～Fに当てはまる場合は、開始届を提出していただく必要はありません。

### 普通徴収の対象となる方

- A 総従業員数が3名未満の事業所の給与所得者
- B 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- C 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者
- D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）
- E 個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する事業所は除く。）
- F 退職者・休職者または指定年度の5月31日までに退職予定・休職予定の者

問い合わせ 西尾市役所 税務課 市民税担当 0563-65-2124（直通）